

三重県消防広域化推進計画（改訂版）の概要

背景

広域化の状況

- ・平成 24 年度末までに 8 ブロック化を目指したが実現しなかった（全国的にもあまり進んでいない）
（理由）・広域化のメリットが十分認識できない
- ・小規模の方に消防力が流出するのではないかと懸念
- ・消防本部と市町（防災担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかと懸念 等

広域化の必要性

- ・消防本部がかかえる課題や将来の見通しをふまえると広域化は避けて通れない
- ・広域化を実現したところでは、広域化の具体的なメリットを発揮している

課題

- 火災…大規模火災、複数箇所での火災に対処するための消防車両等の整備が困難
- 救助…救助活動用資機材の配備が困難
- 救急…救急出動件数の増加の伸びに対して、救急隊の増加隊数は少なく、1 件あたりの活動時間が長時間化
- 予防…建築物の大規模化・高層化・複雑化に伴い、高度で専門的知識を有する人員の確保が困難
- 人員…年齢構成が不均衡、大量退職時に消防力が低下
- 人事ローテーションの設定が困難で、専門性の向上機会が不足

現行の三重県消防広域化推進計画

基本認識

- ・消防本部の管轄人口、活動状況、生活圏、文化、歴史等を勘案してブロックを形成
- ・段階的な広域化の推進
- ・県内一律の広域化の推進

第一段階
8 ブロック

第二段階
4 ブロック

将来目標
県域消防本部（1 ブロック）

重点地域の指定

広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要がある地域を県が指定し、国・県の支援を集中的に実施。

消防広域化の進め方

基本認識

- ・県内一律ではなく、地域の実情をふまえて広域化を推進
- ・優先度が高い地域の広域化を推進

1 優先的に広域化に取り組む地域の重点化

- ・広域化の協議が継続している等、広域化の気運がある地域
- ・今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある小規模消防本部

2 「機能別広域化」の推進

- ・消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、通信指令業務等の個別業務の共同処理（「機能別広域化」）をさらに推進
- * 機能別広域化…通信指令業務、救急業務、予防業務等の個別業務の共同処理

3 広域化の気運の醸成

- ① 広域化に関する議論が活発に行われるための取組の推進
 - ・地域の実情に応じたきめ細かな情報提供
- ② 将来の広域化を見据えた大規模災害時等への対応強化
 - ・広域応援、相互応援等の調整

県内各地域における展開

1 広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域

① 伊賀市・名張市地域

- ・「広域消防運営計画策定委員会」で協議継続中
- ・通信指令業務の共同処理を話し合っており、共同処理が実施されれば、救急搬送を統一的に運用することにより円滑な救急搬送業務が期待できる。協議を更に進めて、広域化を推進する。

② 四日市市・菰野町地域

- ・「消防広域化研究会」で協議継続中
- ・菰野町は、特に小規模な消防本部だが、新名神高速道路の開通に合わせて、消防職員等の増強が進められており、さらに地域の消防力を高めるため、協議を更に進めて、広域化を推進する。

2 急ぎ消防体制の強化が必要な地域

- ・鳥羽市は、特に小規模な消防本部だが、国際観光都市で住民・観光客を守るため、消防力の強化が必要である。
- ・将来の広域化を見据えた消防体制の強化を支援する。

3 広域化の気運の醸成を図る地域

- ・その他の地域においても、地域の課題に応じたきめ細やかな情報提供を行い、気運の醸成を図るとともに、広域的な対応（相互応援等の充実）を推進する。

国の財政支援（平成 26 年度）

※重点地域に限定

- 特別交付税の措置
 - ・消防広域化準備経費、消防広域化臨時経費
- 緊急防災・減災事業債の活用（充当率 100%・交付税算入率 元利償還金の 70%）
 - ・消防署所（消防署、出張所等）の整備（広域化後 10 年度以内事業）
 - ・消防指令センター（指令装置等）の整備
 - ・消防車両等の整備（広域化後 5 年度以内事業）
- 一般単独事業債の活用（充当率 90%）
 - ・消防本部庁舎の整備

県の支援

- 先進事例等の情報提供や課題に対する解決策等の助言
- 関係市町間の協議の積極的な仲介、調整等
- 消防体制強化の支援